

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「沼田川水道用水供給水道条例」を「沼田川水道用水供給水道」に改める。

第三十二条の表中

総務課	庶務係、用地係	広島市安芸区畑賀町
維持管理課	維持管理第一係、維持管理第二係	
建設課		

を

総務課	庶務係、工事係、用地係	広島市安芸区畑賀町
維持管理課	維持管理第一係、維持管理第二係	
建設課	建設第一係、建設第二係	

に改める。

第三十四条総務課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の号を加える。

二 工事の執行に関する契約その他の事務に関すること。

第四十五条第一項中「業務」の下に「（広島県工業用水道条例第二十六条第二項及び広島県水道用水供給水道条例第十四条第二項に規定する業務を除く。）」を加える。

別表第一号の表主任専門員の項を削り、同表事業推進員の項中「事業推進員」を「事業調整員」に、「特定の事業の推進」を「特定の事業の調整」に改め、同表専門員の項を削る。
 同表第二号の表中主任専門員の項、主任水道技術専門員の項及び事業推進員の項を削り、同表専門員の項中「専門員」を「事業調整員」に、「所定の専門事項に関する」を「特定の事業の調整に係る」に改め、同表水道技術専門員の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。